

1 令和5年度における補助の内容

事業内容	補助対象経費※1	補助対象限度額※2	補助率(額)※3
1 耐震診断	耐震診断経費	なし	補助対象経費の 4/5 以内
2 耐震補強工事及び付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・実施設計費(但し上限は補助対象工事費の5%) 	1園・学校あたり 3億円 ただし、同一年度に複数の棟を対象として耐震工事を行う場合は、1園・1学校につき 6億円 。	耐震診断数値の結果により、①か②を適用する。 ①補助対象経費の 2/3 以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is値が0.3以上0.7未満 ・q値が0.5以上1.0未満 ・CtuSd値が0.15以上0.3未満 【木造】 ・lw値が0.7以上1.1未満 ②補助対象経費の 4/5 以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is値が0.3未満 ・q値が0.5未満 ・CtuSd値が0.15未満 【木造】 ・lw値が0.7未満
3 耐震改築工事及び付帯工事	建物の補助対象面積※4に補助単価を乗じて得た額		
4 アスベストの除去、封じ込め又は囲い込み工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費 ・調査分析費 ・実施設計費 	1園・学校あたり 2億円	補助対象経費の 1/2 以内 国庫補助事業の補助対象となった事業については、国が認める補助対象経費の1/3以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 複数にわたる当事業内容を行う場合(例:診断と補強を同一年度に行う等)の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に対しての限度額となります。

※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。また、国庫補助事業の補助対象となった事業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国庫補助の上乗せが可能です。

※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。

2 注意点

- (1) **昭和56年以前(新耐震設計基準交付前)**に竣工した建物(園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設)が対象(アスベストは平成8年以前に竣工した建物が対象)です。
- (2) 耐震診断は、工事を行う年度ではなく、**診断を行った年度**に補助金の申請をしてください。
- (3) 耐震診断と耐震補強工事は、**申請年度内**(令和5年度の場合、令和6年3月31日まで)に、補助対象事業の**全ての支払**を終えてください。
- (4) 耐震補強工事又は耐震改築工事を行う場合、**耐震診断(2次診断)の結果が必要**です。
- (5) 耐震改築工事は、「耐震補強工事では対応できない理由」を個別にお聞きいたします。**建築年数経過・老朽化は、耐震改築の直接の理由とはなりません。**
- (6) 複数年度にわたる耐震改築工事は、工事の進捗率、契約代金支払額に応じて、年度ごとに補助金の交付を決定します(**毎年度申請が必要**です)。
- (7) **新築や増築は補助対象となりません。**
- (8) 補助申請した(又は予定している)事業において、進め方等に疑問や不安が生じた場合は、**自己判断で進めず、その都度私学部までご相談ください。**

<申請様式につきましては、以下よりダウンロードしてください。>

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000757.html>